入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和2年2月3日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 理事 定光 裕樹

- 1. 競争入札に付する事項
- (1) 件名

令和2年度事務用品等消耗品購入に係る単価契約

(2) 内容

文具等消耗品の年間単価契約。契約条項については、売買単価契約書(案)を参照すること。業務の詳細については、仕様書を参照すること(売買単価契約書及び仕様書は、ともに入札説明書において示す。)。

(3) 契約期間

令和2年4月1日~令和3年3月31日まで

(4)入札方法

入札金額は、仕様書において示す品名、規格ごとの購入予定数量にそれぞれの単価を乗 じて得た額の総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1)独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の「競争参加者の資格に関する公示」 の「3 競争に参加することができない者」に該当しない者であること
- (2) 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)の「各省庁における物品の 製造・販売等に係る一般競争の入札参加資格」(全省庁統一資格)のうち、「物品の製造」 又は「物品の販売」で「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付けされている者、又は

当該競争参加資格を有していない者で、入札日前日までに競争参加者資格審査を受け、 当該等級に格付けされた者であること

- (3) 現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政 処分を受けていないこと
- (4)機構から入札説明書の交付を受けた者であること
- 3. 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

\(\pi\) 1 0 5 - 0 0 0 1

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

経理部 経理課 西野 公子

Tel 03-6758-8114 Fax 03-6758-8051

(2) 入札説明書の交付期限と場所

入札参加希望者に、以下のアの交付期限の日までに、上記3.(1)において、入 札説明資料一式を交付する。

- ア. 令和2年2月17日(月)17時00分
- イ. 交付時間:10時00分から12時00分まで及び 13時30分から17時00分まで(土、日、祝日を除く。) _来所の際は、事前に電話連絡を入れること。_
- (3) 入札説明書の質問受付期間

入札説明資料等に関する質問は、令和2年2月17日(月)17時00分までとし、上記3.(1)にて受け付ける。

(4) 入札参加に必要な書類

入札参加希望者は、下記ア及びイを令和2年2月17日(月)17時00分までに 上記3.(1)の場所に提出すること。郵送の場合、上記期限までに必着のこと。 なお、提出した書類等について説明を求められたときはこれに応じること。

- ア. 一般競争入札参加申請書
- イ. 同等品申請書(同等品を申請する場合に限る。)
- ウ. 令和01・02・03年度(平成31・32・33年度)の「各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争の入札参加資格」(全省庁統一資格)のうち、「物品の製造」又は「物品の販売」で「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付けさ

れている者であることを証明する書類(資格決定通知書の写し)

(5) 入札書の提出及び開札の日時及び場所 令和2年2月20日(木) 15時00分 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 18階A・B会議室

4. 入札保証金及び契約保証金に関する事項 全額免除

5. その他必要な事項

(1)入札の無効

競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も低い価格をもって入 札した者を落札者とする。

(4) 本事業に係る契約締結は、当該契約に係る令和2年度予算が成立し、予算配賦がなされることを条件とする。

なお、予算状況により、業務内容が変更となる場合がある。

6. 契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結 日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上